

別紙（第4条第2項、第13条第1項関係）

1 補助対象経費

補助対象事業の内容、補助事業者及び補助対象経費は次のとおりとする。

補助金名	補助対象事業の内容	補助事業者	補助対象経費	
補助金 A	専攻等が世界的な研究拠点を形成するために必要な事業	専攻等の研究者からなる研究グループ	直接経費	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費
			間接経費	
補助金 B	専攻が創造性豊かな優れた若手研究者の養成に係る教育研究活動を実施するために必要な事業	大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費	
補助金 C	補助金 A 又は補助金 B を適切に配分するために必要な審査・評価等に関する事業	振 興 会	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費	

2 補助金の額の確定

$\text{補助事業に要した経費の額} \times \text{補助金の交付決定額} \div \text{補助対象経費の額}$
--